

○ 関稅定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）

（傍線部分は改正部分）

| | |
|----------------------|--|
| <p>改正案</p> | <p>現行</p> |
| <p>附則 第五條 削除</p> | <p>附則 （組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置） 第五條 附則第一條第一号に定める日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第[]号）の施行の日前となる場合には、同号に定める日から同法の施行の日の前日までの間における組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）別表第三十号の規定の適用については、同号中「第百九條（輸入禁制品の輸入）又は第百九條の二（輸入禁制品の保税地域への蔵置等）」とあるのは、「第百八條の四から第百九條の二まで」輸出してはならない貨物の輸出、輸入してはならない貨物の輸入、輸入してはならない貨物の保税地域への蔵置等」とする。</p> |

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）

（傍線部分は改正部分）

| | |
|--|--|
| <p>改正案</p> | <p>現行</p> |
| <p>附則 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三條第一項及び第三項（第三号に係る部分に限る。）、第百三十四條、第百三十五條第二項（第四号に係る部分に限る。）、第百三十七條、第百三十八條第一項、第百四十二條（公益法人認定法第四十七條の規定を準用する部分に限る。）並びに第百六十九條（内閣府設置法附則第二條第一項に一号を加える改正規定中特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整に係る部分を除く。）の規定は、公益法人認定法附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>（削る）</p> | <p>附則 1 （施行期日） （同上） 2 （調整規定） 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第[]号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十</p> |